平成２６年（フ）第７２号
北海道小樽市桂岡町29番33号
破産者　株式会社三勝ホーム企画
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１０６号
北海道小樽市築港６番７号
破産者　冨田フードサービス有限会社
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１７２号
埼玉県越谷市花田４丁目３番地５　メゾン豊蔵203、開始決定時の住所埼玉県久喜市久喜中央１―15―73　久喜スカイハイツ214
破産者　村山　誠一
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９４号
茨城県筑西市関本中1519番地
破産者　森種苗株式会社
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４７８号
埼玉県朝霞市本町２丁目１番18号
破産者　アートファッション株式会社
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４６号
千葉市花見川区花見川３番９棟304号
破産者　米倉　竜也
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１９号
千葉県市原市南国分寺台４丁目２番５号
破産者　株式会社しろくま
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７０号
千葉市花見川区幕張町６丁目70
破産者　株式会社アイフォーユー
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
千葉県南房総市高崎1287番地の１
破産者　有限会社松坂屋商店
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第８９６号
東京都東大和市中央２丁目1043番地の28
破産者　葵商事株式会社
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
東京都八王子市南大沢２丁目220番地６号
破産者　株式会社バイオス医科学研究所
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３号
神奈川県中郡大磯町東小磯548番地７
破産者　三木敬三郎
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９７９号
東京都稲城市東長沼284番地和光ハイツ103号
破産者　野沢　聡哉
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４４４号
名古屋市中区栄３丁目27番33号ロータリーマンション栄411号
破産者　株式会社ココロアンドカンパニー
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８１号
岡山県倉敷市児島稗田町2787番地の17
破産者　有限会社由迦プレス
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８２号
岡山県倉敷市児島下の町３丁目13番４号
破産者　平塚　光榮
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８３号
岡山県倉敷市児島下の町３丁目13番４号
破産者　平塚　辰夫
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４３号
岡山県赤磐市中島65番地１
破産者　有限会社石美
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４４号
岡山市東区瀬戸町下404番地　瀬戸市営住宅２番館302
破産者　江口萍こと　ＹＵＡＮ　ＰＩＮＧ（袁萍）
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１８号
岡山市南区万倍66番地７
破産者　三村　一子
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
大分県豊後大野市三重町菅生422番地２
破産者　株式会社アカミネ
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第１７８号
北海道茅部郡森町字尾白内町94番地の１
破産者　有限会社マルヒラ水産
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所